特定非営利活動法人我孫子市スポーツ協会慶弔規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人我孫子市スポーツ協会(以下「本会」という。) 役員等の慶弔に関し、相互の親睦を図ることを目的とする。

(役員等)

- 第2条 この規程に定める役職員の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 定款第14条に定める役員
 - (2) 定款第21条に定める相談役、顧問、参与
 - (3) 本会会員の団体長
 - (4) 事務局職員

(範囲及び基準)

- 第3条 次の各号に該当するときは、慶弔金又は見舞金を贈るものとする。
 - (1) 死亡弔慰

①役職員が死亡したとき 香典料 10,000円・献花料

(2) 前号のほか、特に必要と認める事項については、会長が副会長、理事長と協 議し決定する。

(報告)

第4条 前条による該当者が発生した場合、加盟団体は速やかに事務局に報告する。

附則

この規程は、平成21年7月15日から施行する。